



令和6年度 学校給食の申込みと学校給食費の大切なお知らせ

1. 学校給食費の公会計化について

令和6年4月から学校給食費の取扱いを、園・学校ごとに徴収・管理する「私会計」から、市で徴収・管理する「公会計」に移行します。これに伴い、学校給食費の支払い先が、「園・学校」から「宇土市」に変更になります。

2. 「学校給食申込書」及び「口座振替依頼書」の提出について

学校給食費の公会計化に伴い、保護者の皆様には、学校給食の申込みについて確認する「学校給食申込書」、学校給食費を口座振替するための「口座振替依頼書」の提出が必要となります。

(1) 「学校給食申込書」【提出期限】 令和5年11月15日(水)

提出方法(電子申請 or 紙(→園・学校に提出))※園児・児童・生徒1人につき1枚

【電子申請の場合】←オススメ

スマートフォンやパソコンから手続きが可能です。マイナンバーカードと署名用電子証明書のパスワード(6桁以上)を準備して手続きをお願いします。電子申請された場合は、紙による申込書の提出は不要です。

電子申請システム(下記のURL又はQRコードからアクセスして手続きをお願いします)

URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-uto/smart-apply/apply-procedure-alias/kyusyoku-01>

【紙による申請の場合】

記入例を参考にご記入いただき、在学の園・学校に提出してください。



(2) 「口座振替依頼書」【提出期限】 令和5年11月15日(水)

提出方法(紙→金融機関に直接提出)※保護者1人につき1枚

学校給食費は原則、口座振替による納付となります。記入例を参考にご記入いただき、下記の取扱金融機関に提出をお願いします。学校徴収金(教材費、校外学習費等)の振替口座を引き続き利用する場合でも、口座振替依頼書の提出は必要です。

取扱金融機関(下記の金融機関以外は利用不可)

(肥後銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行、熊本県信用組合、熊本宇城農業協同組合、九州労働金庫、熊本信用金庫)

3. 学校給食費について(1食あたりの単価は予定であり、変更になる場合があります)

納期を「11期(回)」から「10期(回)(6月～翌年3月)」に変更します。

口座振替手数料は、宇土市が負担しますので、年一括払いはありません。

	1食あたり	6月～2月(9回)	3月(1回)
幼稚園	240円	4,400円	調整額
小学校	260円	5,000円	
中学校	300円	5,800円	

- ・学校給食費は、最終的に1年間の給食実施回数に応じてお支払いいただきます。学校給食費の調整は、第10期(3月)で実施します。(調整について詳細は“4.Q&A”の“Q4”を参照)
- ・年間納付額を決定(変更)したときは、市からお子さまを通じて通知(配布)します。

<お支払い例>小学生 年間給食実施回数 192 回の場合

年間納付額	第1期（6月）～第9期（2月）	第10期（3月）調整額
260 円×192 回=49,920 円	5,000 円×9 期=45,000 円	4,920 円

・食物アレルギー等により牛乳等を停止した場合は、納付金額を減額します。

4. Q&A

Q1 学校給食費の支払いは、必ず口座振替にしないといけませんか？

A1 払い忘れの防止や、納期毎に金融機関の窓口やコンビニエンスストアでお支払いいただく手間を省くため、口座振替でお支払いをお願いします。

Q2 口座残高不足等により引き落としができなかった場合は、どうなりますか？

A2 再振替はありません。市から納付書を送付しますので、納付書に書かれてある期限内までに、口座振替取扱金融機関の窓口か市役所の収納窓口（市役所会計課、網津支所、網田支所）、コンビニエンスストアでお支払いをお願いします。なお、園・学校では、学校給食費のお預かりできませんので、園・学校には持参しないようにしてください。

Q3 令和6年3月末までに宇土市立学校を卒業・宇土市外の学校に転校する予定ですが、この場合でも学校給食申込書や口座振替依頼書を提出する必要はありますか？

A3 提出不要です。ただし、転校がとりやめとなった際は、速やかに学校給食申込書と口座振替依頼書を提出してください。

Q4 学校給食費の調整とは何ですか？

A4 年間学校給食実施回数で算定した学校給食費から第9期（2月末日）までにお支払いいただいた学校給食費を差し引いて学校給食費を調整することです。

年度当初に、年間行事予定をもとに予測して年間学校給食実施予定回数を算出しますが、実際に行われる行事等で、給食の実施回数は変更になりますので、調整が必要になります。

Q5 学校で給食を食べなかったら、学校給食費を調整してもらえるのですか？

A5 急な発熱やけがなどで学校を休む場合は、調整の対象になりません。これは、事前に行う食材の発注に対応できないためです。ご理解をお願いします。

なお、病気などにより、長期に給食を停止する場合、「宇土市学校給食費（変更・停止・再開）届」の届出が必要です。学校給食費は、届出日から起算して2日後（土日、祝日を除く）から提供停止となり、連続して5日以上欠食した場合、調整の対象になります。

Q6 生活保護を受給している場合の手続きは？

A6 学校給食の提供を受けるために、学校給食申込書の提出が必要です。口座振替依頼書は、生活保護の支援が終了した場合、速やかに口座振替依頼書の提出をお願いします。

<学校給食費の公会計化について、詳しくは、宇土市ホームページをご確認ください。>



<お問合せ先>

宇土市教育委員会 学校給食センター

TEL 0964-22-0143 FAX 0964-22-0173